

# 幌延町定員適正化計画

(平成17年度～平成21年度)

平成17年4月  
天塩郡幌延町

## 《 目 次 》

1 . 定員適正化計画の基本的考え方	2
( 1 ) 定員適正化計画の目的	2
( 2 ) 定員適正化目標を実現するための大原則	2
( 3 ) 定員適正化目標を達成するための定員管理手法	3
2 . これまでの職員数の推移	3
( 資料 )	4
3 . 年度別退職者数	4
4 . 部門別定員適正化の考え方	5
( 1 ) 一般行政職部門	5
( 2 ) 公営企業等部門	5
5 . 定員適正化計画の見直しについて	6
6 . 定員管理の基本方針	7
7 . 定員適正化計画の計画目標及び期間	7



## 幌延町定員適正化計画（平成17年4月策定）



### 1. 定員適正化計画の基本的考え方

#### (1) 定員適正化計画の目的

平成13年12月策定の新世紀行政改革大綱における基本目標では、事務事業や時代に即した組織・機構の見直し、効果的な行政運営と職員の能力開発等の推進、行政の情報化の推進等による行政サービスの向上などによる定員管理及び給与の適正化の推進等を基本方針とし、その実現に向け推進してきたところである。

近年では、地方公務員数も純減となっており、行政改革を積極的に行ってきたものと考えられる。

職員定数（実人員）について、「行政の担うべき役割を明確にするとともに、最小の人員で最大の効果を発揮させる」定数管理を行い、今後の財源の自然増を望めない中で、可能な限り定員及び人件費を抑制し、町政の体質強化のために能率的な組織運営を目指すため、定員適正化計画を策定し、社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら、弾力的かつ的確に対応するため、計画的な定員管理に取り組むものである。

#### (2) 定員適正化目標を実現するための大原則

今後の退職者が発生することに伴い、退職者見込みを把握しつつ、時代に対応した新規職員の採用を継続せざるを得ないことから、以下のような大原則のもと定員の適正化を図る。

##### 行政改革の推進

事務の執行方法の見直しを継続的に行い業務の効率化を図り、複雑・多様化する行政需要に的確に対応できるよう、簡素で効率的な業務施行体制となるよう弾力的に組織、機構の見直しを行う。

##### 現業職退職不補充

現業職の退職欠員分は、臨時的職員や内部職員の職種転換等により補充するとともに、これまでどおり個別の現業部門については、外部委託化につき更なる検討を進める。

##### 行政職の新規職員確保の継続

行政部門の組織の新陳代謝を図るため、今後とも必要時には行政職の新規職員確保に努めるとともに、町づくり的要素の担当部署への人員の重点配置を行う。

### 事務事業の広域行政化

行政運営の効率化を検討していくうえで、スケールメリットを活かすという点において、他市町村との連携が、現状の個々の自治体単独で行う場合と比べ、有効かつ効率的な場合もあることから、事務事業の広域化を視野に入れる必要がある。

### 外郭団体等を含めた人件費コストの適正管理

庁内の業務合理化につき、これまで事務事業の委託により実施してきており、今後も外部委託化や広域行政化が進むと思われる中で、これらも含めた人件費コストの適正管理を行う必要がある。

## (3) 定員適正化目標を達成するための定員管理手法

### 民間委託等

行政の為すべき役割を再検討し、効率的な事業運営が期待できる事業は外部委託化を進める。また、事務の効率性、専門性、コスト等を検証したうえで常勤職員の一部を臨時的職員等へと転換する。

さらに今後は、このような民間への外部委託化による財政的効果を十分評価して、場合によっては、職種転換等による内部職員の活用の検討も行う。

### 組織・機構改革等

時代の要請に沿うよう組織・機構の見直しを行い、また、グループ制の特性を活かし事務配分の合理化、意思決定の迅速化を図ることにより、柔軟な組織運営を行う。これにより、定員の増加を抑制しつつ、新たな行政需要に対応していくこととする。

### 事務事業の見直し等

事務事業評価システムにより事業評価を行いスクラップ・アンド・ビルドの原則により事務事業を整理すること、また、庁内情報化を一層推進することによる定員削減を目指す。

### 執務能率の向上

目標による管理制度を導入し、毎年度組織目標と個人目標を設定し目標達成に向けた取組みを行っていく中で執務能率の向上に努める。



## 2. これまでの職員数の推移

定員削減は、行政改革実施計画書に掲げる民間委託や臨時職員化、具体的には退職不補充や民間への事務事業の委託を中心に進めてきた。その結果、平成16年4月1日現在の職員数（実員ベース）は138人であり、過去10年間で最も多い平成8年4月1日現在と比較すると24人の削減となっている。（資料）

資料

部門別職員数の推移

部門	区分	平 7	平 8	平 9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16
		福 祉 関 係 を 一 般 行 政 除 け	議 会	3	3	3	3	2	2	2	2
	総 務	27	28	27	25	27	23	22	22	23	23
	税 務	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	農 水	19	19	19	19	17	15	15	14	12	9
	商 工	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2
	土 木	9	10	9	9	9	8	8	8	8	9
	小 計	62	64	62	60	59	53	52	51	50	48
福 祉 関 係	民 生	46	46	46	47	46	46	46	45	40	39
	衛 生	4	4	4	5	6	6	6	6	7	7
	小 計	50	50	50	52	52	52	52	51	47	46
一 般 行 政 計		112	114	112	112	111	105	104	102	97	94
特 別 行 政	教 育	18	19	17	18	17	17	16	16	16	15
	小 計	18	19	17	18	17	17	16	16	16	15
公 営 企 業 等	病 院	18	23	23	22	22	21	22	22	22	22
	水 道	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3
	下 水 道			2	2	2	2	2	2	1	1
	介 護	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3
	小 計	24	29	31	29	29	28	29	30	29	29
総 合 計		154	162	160	159	157	150	149	148	142	138

各年4月1日現在の職員数

3. 部門別定員適正化の考え方

(1) 一般行政職部門

福祉関係を除く一般行政職

平成16年4月1日現在の一般行政職は、福祉部門の民生、衛生を除くと48人となっており、行政改革等による退職者不補充や兼職での対応などにより、現在の多様化する業務を遂行しているところである。

具体的には、議会事務局の臨時職員対応、総務課、振興課においては兼職による対応、農林課においては業務規模の縮小や関係部門との兼職、建設課や農林課においては両課との業務内容の変更による事務事業の移管などがあげられます。

今後は、職員の年齢構成に留意しつつも、原則的に退職不補充を継続し、欠員分は臨時職員等へ切り替えることにより対応するなど、平成21年度までにさらに機構改革をとり行い正職員数の削減を目指す。



## 福祉関係の一般行政職

平成16年4月1日現在の一般行政職のうち、福祉部門の民生、衛生関係職員は46人である。

平成10年度に保健センターの建設に伴い業務担当職員の配置により増員を行ったが、機構改革による係の再編、行財政改革による退職者不補充や兼職での対応などで、現在の多様化する業務を遂行しているところである。

### 特別行政部門（教育委員会）

教育委員会職員は平成16年4月1日現在、教育長、教育次長、教育総務関係に5人、社会教育関係に3人、学校給食センターに2人、総合体育館に3人の計15人が配置されている。今後退職により欠員が生じた場合に、行財政改革による事務事業の見直しを進めるなど、兼職や臨時職員等への切り替えを考えていく。

## (2) 公営企業等部門

病院事業会計については看護制度の改正に伴い増員を図ったが、今後の病院運営等により増減が考えられ、さらに退職者が発生するなど、厳しい情勢が続くと思われ、早急に病院の運営等を検討する必要がある。

水道事業会計については、業務の縮小や退職者不補充により1名減となっている。

下水道事業会計については、公共下水道事業の供用開始に伴い、事業の大半が完了しており、事業会計の見直しとして、水道、下水道会計を統合させるべき、検討を進める必要がある。

その他事業会計のうち、国保事業と介護事業については、町民のニーズに対応できるよう行財政改革を行いつつ適正な定員管理を行うこととする。



## 4. 定員管理の基本方針

定員適正化計画における幌延町職員の削減目標及び計画期間は、次のとおりとする。

### (1) 業務執行体制の見直し

業務委託の推進や施設の統廃合を進め、より少ない職員で良質な公共サービスを行える業務執行体制を築く。

### (2) 行政需要の変化への対応

業務を縮小する部門から、行政需要の高い部門への再配置を行う。

### (3) 職員配置の適正化

組織の見直しに伴う適正な再配置を行い、効率的な業務執行体制を築く。

### (4) 職員の能力の向上

職員一人ひとりが効率よく職務を遂行出来るように能力の向上を目指す。

(5) 流動体制やタスクチームの活用

業務の変化に応じた流動体制や特定業務へのタスクチーム体制による協働体制の充実に努める。タスクフォース（task force：特別な目的のために編成されたチーム）

(6) 行政サービスの提供方法の見直し

公助・互助・自助の考え方にに基づき行政・民間・地域住民の役割の見直しを行う。

## 5．定員適正化計画の計画目標及び期間

(1) 退職者補充の抑制

平成17年4月～平成22年3月までの退職者は全会計10人である。（平成17年3月現在）原則として平成17年度～19年度の採用は行わない。

(2) 平成19年3月からの退職者に備える計画的採用

平成19年度末における4人の退職者から、以後10年間は毎年4、5人前後の退職者が発生する。この期間に全職員の約3分の1が退職することになる。事業の継続性や人材の育成などを考慮すると計画的な定期採用を行う必要があるが、採用計画は将来の幌延町の人口、行政需要を見越して策定する必要があるものの、平成19年度以降は退職者3人に対し1人を採用するなどして新陳代謝を図っていく必要があると考えられる。

(3) 事務職、技術職など職種を越えた異動

行政改革の推進により事務量に変動を生じることが予測されるが、職種に拘ることなく、事務量に適した配置を行う。

(4) 再雇用制度の活用と再任用制度の導入及び退職勧奨制度の活用

再任用制度や特定の職種についての民間経験者任用制度の導入により、経験豊かな職員の活用を行う。また、早期退職勧奨者について、新陳代謝や再雇用の適用の検討を行う。

(5) 計画期間

平成17年度～平成21年度の5年間とする。

## 6．今後の年度別退職者及び採用予定状況

(1) 平成16年度から平成21年度までの自然減は10人となっており、平成22年度以降の5ヵ年ごとの自然減及び平成19年度まで退職者不補充とし以降、退職者3人に対し1人を採用（病院については退職者数を補充）とすると次の表になる。

職員数（特別職：町長、助役、教育長を除く全職員）の推移

年度 区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成27年度
							}	}
現行職員数	138						平成26年度	平成32年度
退職者数	10	2	2	4	1	0	22	23
採用者数	2	1	0	1	1	0	12	9
職員数	130	129	127	124	124	124	114	100

上記退職者数は、すべての退職者数であり、北星園、病院を除いている。  
西天北五町衛生施設組合職員を含む。

(2) 上記のうち普通会計ベースによる職員の推移を部門別による定員管理を実施すると次の表となる。

### 部門別職員数の推移

大部門	小部門	16.4.1 A	17.4.1 B	18.4.1 C	19.4.1 D	20.4.1 E	21.4.1 F
議 会	議 会	2	2	2	2	2	2
総 務	総 務 一 般	8	7	7	7	7	7
	会 計 出 納	5	5	5	5	4	4
	管 財	3	2	2	2	1	1
	企 画 調 整	5	5	4	4	3	3
	公 聴 広 報	1	1	1	1	1	1
	戸 籍 窓 口	1	1	1	1	1	1
	小 計	23	21	20	20	17	17
税 務	税 務	3	3	3	3	3	3
民 生	民 生 一 般	4	3	3	3	3	3
	保 育 所	5	5	5	5	5	5
	そ の 他 の 社 会 福 祉 施 設	29	26	26	26	26	25
	年 金	1	1	1	1	1	1
	小 計	39	35	35	35	35	34
衛 生	衛 生 一 般	2	2	2	2	2	2
	保 健 セ ン タ ー	5	5	5	4	4	4
	小 計	7	7	7	6	6	6
農 林 水 産	農 業 一 般	8	7	6	6	6	6
	林 業 一 般	1	1	1	1	1	1
	小 計	9	8	7	7	7	7
商 工	商 工 一 般	2	1	1	1	1	1
土 木	土 木 一 般	8	7	7	6	6	6
	建 築 一 般	1	1	1	1	1	1
	小 計	9	8	8	7	7	7
一 般 会 計 合 計		94	85	83	81	78	77
教 育	教 育 一 般	4 (5)	4 (5)	4 (5)	4 (5)	4 (5)	4 (5)
	社 会 教 育 一 般	0	0	0	0	0	0
	公 民 館	3	3	3	3	3	3
	給 食 セ ン タ ー	2	1	1	1	1	1
	保 健 体 育 施 設	3	3	3	3	2	2
	小 学 校	1	1	1	1	1	1
	中 学 校	1	1	1	1	1	1
	小 計	14 (15)	13 (14)	13 (14)	13 (14)	12 (13)	12 (13)
普 通 会 計 合 計		108 (109)	98 (99)	96 (97)	94 (95)	90 (91)	89 (90)

表中、下段( )書きは教育長含む。

## 7. 定員適正化計画の見直しについて

今回、平成17年度を初年度とし、平成21年度を目標年次とした5カ年計画とするが、定員適正化目標を定め、当面の定員管理の原則を明らかにしたものであり、個別分野においては、今後の行財政改革の動向を見極め、さらに検討を進め、本計画の見直しは2～3年を目途に行うこととする。特に、本計画においては、一般行政職分野だけではなく町全体の定員削減の可能性について深く検討し、今後の人口動向や総合計画のあり方や、業務量の現状や電算化による効率化等による削減の在り方について早急に検討する必要があると考える。

今後は、当町と規模が類似している団体との比較等を行い、具体的数値目標を類似団体の数値となるよう鋭意努力する。



具体的数値目標

類似団体別職員数の状況（総務省自治行政局公務員部給与能率推進室発行）

大 部 門 〔定員モデル 試算部門〕	15.4.1	16.4.1	増減 C-B	普通会計ベース目標職員数	単純値により算出した職員数との比 (第2次目標)	修正値により算出した職員数との比較 (第1次目標)
	現在 職員数 B	現在 職員数 C			単純値 × $\frac{\text{住基人口}}{10,000}$ D	修正値 × $\frac{\text{住基人口}}{10,000}$ E
	人	人	人		人	人
議 会 ・ 総 務	25	25			18	18
議 会	2	2			2	2
総 務	23	23			16	16
税 務	3	3			3	3
福 祉	47	46	1		17	29
民 生	40	39	1		12	23
衛 生	7	7			4	6
経 済	14	11	3		9	8
労 働						
農林水産	12	9	3		7	7
商 工	2	2			2	1
土 木 ( 建 設 )	8	9	1		4	5
一 般 行 政 計	97	94	3		50	63
一般管理	47	46	1		33	33
教 育	16	15	1		11	12
消 防						
特 別 行 政 計	16	15	1		11	12
普 通 会 計 計	113	109	4		60	75

平成15年、平成16年の職員数のうち、民生部門に北星園の職員数が含まれている。  
平成15年度の北星園職員数は29名であり、平成16年度は28名となっている。